

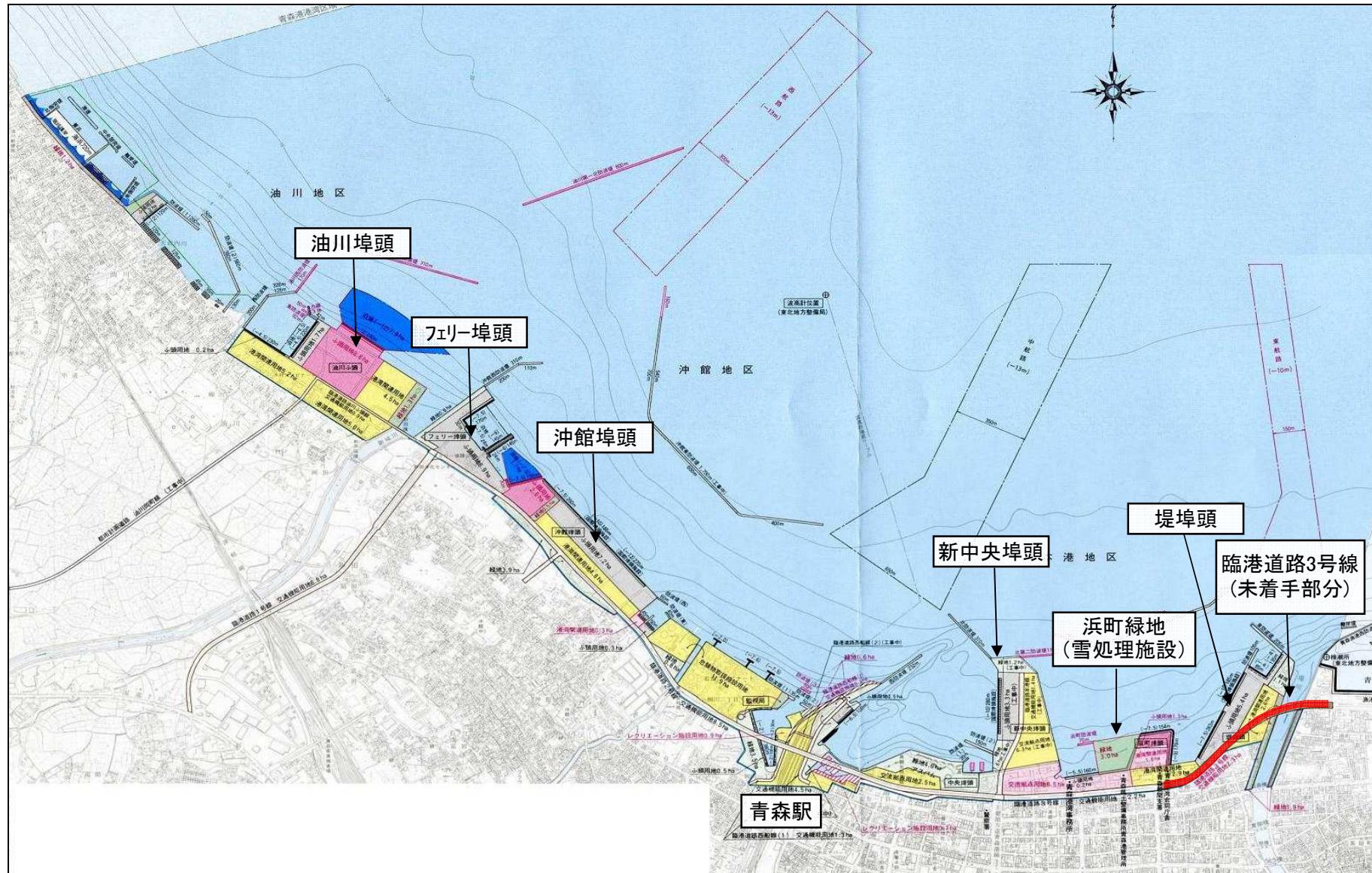
要望項目	青森港の機能充実について（継続）		
要望先	国	国土交通省（港湾局（計画課、産業港湾課、技術企画課））	
	県	県土整備部（港湾空港課）	
	その他		
関係法令	港湾法、海岸法	事業主体	国、青森県

要望事項の内容	
<p>青森港は、本州・北海道間を結ぶ交通及び物資流通の重要な拠点港としての役割を有するとともに、賑わい空間としての整備が進められてきたところであり、外航船を含むクルーズ船は年間 30 隻以上の寄港実績を有し、クルーズ船寄港の重要な拠点港としての役割を果たしております。</p> <p>このため、青森港の港湾施設の充実とそれを活用した誘客等によるまちの活性化が重要であるとの認識のもと、平成 27 年 2 月に「青森港ビジョン」が策定されております。</p> <p>また、平成 29 年 7 月には、「青森港クルーズ船寄港促進アクションプラン」を策定し、青森港に寄港するクルーズ船 100 隻、クルーズ旅客数 10 万人を目指して、関係団体と連携し、受入態勢の充実・強化、戦略的なポートセールス、青森港の施設・設備の充実に向けた取組を一体的に進めてまいりましたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年以降クルーズ船の寄港数は激減しました。しかしながら、令和 5 年からクルーズ船の運航が再開となり、今年の寄港数は、過去最多の 37 回を予定しております。</p> <p>今後、さらなる青森港の発展及び旅行需要への対応をしていくためにも、これまで以上に関係団体と連携した取組を実施していく必要があります。</p> <p>さらに、耐震強化岸壁として整備された新中央埠頭においては、大規模地震が発生した際に青森港における基幹物流であるフェリー航路の維持と、被災住民への緊急物資等の輸送拠点の役割のほか、更なる大型クルーズ船の寄港が可能となるような岸壁の再延伸等の整備が求められています。</p> <p>また、令和 5 年 7 月には、県において「青森港長期構想検討委員会」が発足され、概ね 20~30 年先の長期的視野に立った総合的な港湾空間の形成とそのあり方をビジョンとして取りまとめるため検討しているところです。この長期構想策定にあたりましては、本市のまちづくりと連携されることに大いに期待しております。</p> <p>つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 物流をはじめとした青森港ビジョンの着実な推進 2. 青森港クルーズ船寄港促進アクションプランの着実な推進 3. 港湾施設の老朽化対策の推進 4. 高潮等による水害から港湾の機能を防護しつつ交流面、環境面を考慮した海岸保全施設の整備 (Aomori-baysideArc 構想の推進) 5. 臨港道路 3 号線未着手部分の整備促進 6. 青森港のコンテナ化の早期実現 	

現在までの主な経緯・参考事項	
【クルーズ振興】	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年 4 月に青森港国際クルーズターミナルが供用開始している。 ・令和 2 年以降クルーズ船の寄港実績は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け激減した。 (R2 : 0 回 R3 : 1 回 R4 : 4 回) ・令和 6 年クルーズ船の寄港は、過去最多の 37 回を予定している。
【港湾施設の老朽化対策の経緯】	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度から平成 24 年度に国、県それぞれが維持管理計画の策定を終えている。 ・堤埠頭岸壁では、国直轄事業により、腐食対策等の改良工事が実施されている。
【海岸保全施設の経緯】	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 11, 19, 26, 27 年に台風等による波浪や高潮により浸水被害が発生している。
【臨港道路 3 号線の経緯】	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 11 年度に柳町通りから平和公園通りまでの区間を全面供用している。 ・平和公園通りから漁港臨港道路までの区間が未着手区間となっている。

担当部署名	青森市 都市整備部公園河川課 青森市 経済部交流推進課
-------	--------------------------------

青森港の機能充実について



要望項目	一般国道7号等の整備促進について（継続）		
要望先	国	国土交通省（道路局（総務課、企画課、国道・技術課））	
	県	県土整備部（道路課）	
	その他		
関係法令	道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	事業主体	国

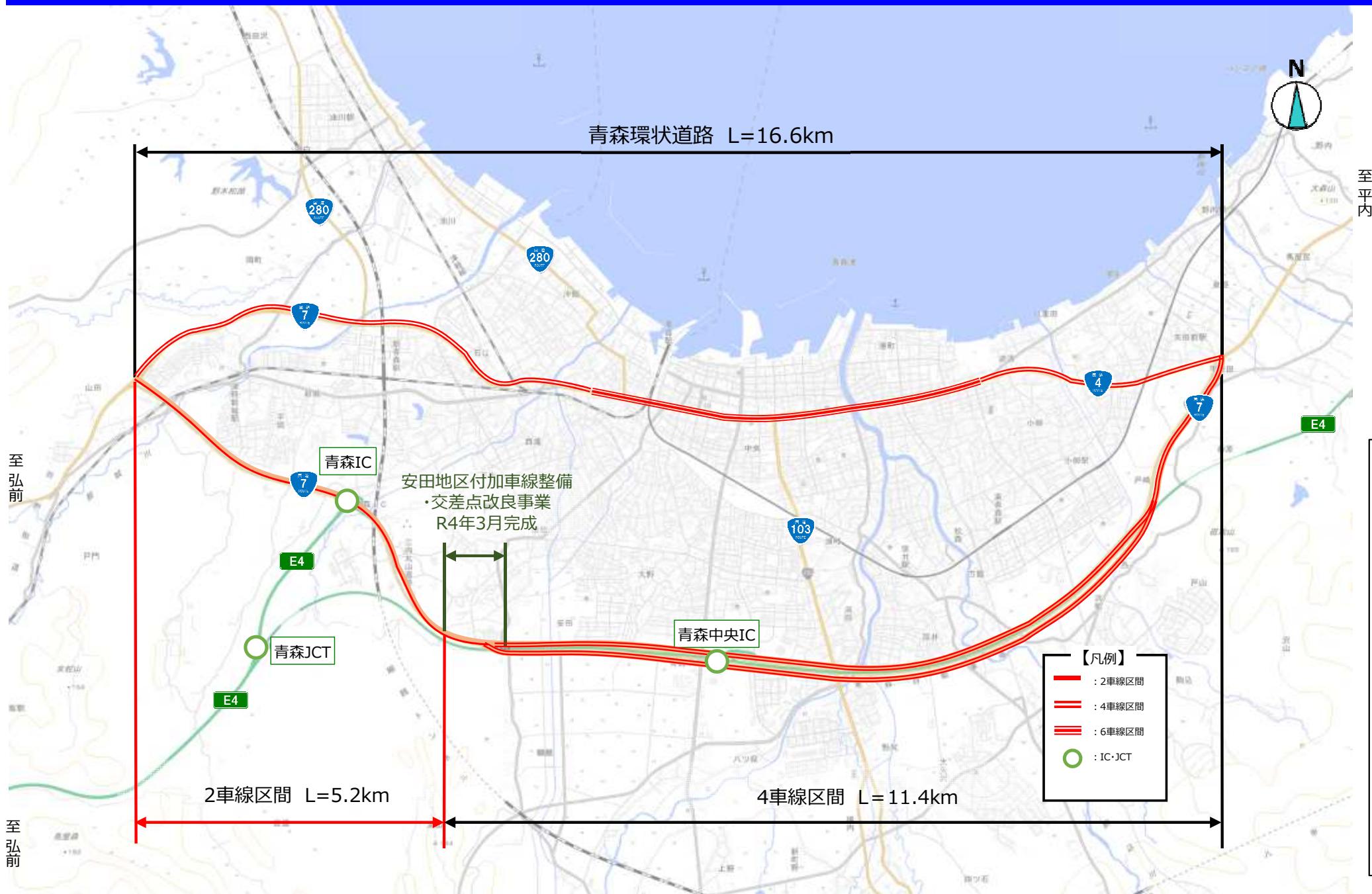
要望事項の内容			
一般国道7号青森環状道路は、本市の市街地を東西に横断する同7号・4号の交通混雑緩和や交通安全の確保および青森都市圏の産業振興による地域活性化を支援することを目的とし、青森西バイパスから青森東バイパスまでを結ぶ外環状線として整備が進められ、総延長16.6kmのうち、約11.4kmが4車線で供用されております。			
しかしながら、青森西バイパスと青森IC及び市街地を結ぶ区間がいまだ2車線のままのためボトルネックとなっており、特に冬期間は交通障害が発生するなど、市民生活に大きな影響を及ぼしていることから、早期に全線4車線化する必要があります。			
一般国道7号浪岡バイパスは、浪岡地区の国道7号の交通混雑の解消、主要幹線道路としての信頼性向上、地域間交流の促進を図ること等を目的として整備が進められ、総延長12.6kmのうち、約10.5kmが供用されておりますが、平成22年度に事業が休止されたことから、早期の事業再開を要望してまいりました。			
当該区間は冬期のスタック発生による通行止め等が多発したことから、国土交通省、県及び関係市町村において設置された「鶴ヶ坂地区冬期課題対策検討会」での協議の結果、令和5年4月に『国道7号鶴ヶ坂防災事業』として事業化されました。当該区間に於いて交通障害が発生すると、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、今後は早期完成に向けた整備が必要です。			
東北縦貫自動車道八戸線（八戸～青森間）は、県都である本市と南部地域の主要都市である八戸市を結ぶ本県の重要な路線であり、令和4年11月に天間林道路が供用開始され、上北自動車道が全線開通しました。			
残る七戸～青森間につきましては、国と県が設立した「青森・南部地域道路ネットワーク検討会」において整備方針等の検討が行われておりますが、当該路線は、本県の経済活性化と地域の発展のみならず災害時における広域的な避難や支援物資の輸送など、命の道としても重要な役割を果たすことから早期の整備が必要であります。			
つきましては、各路線の状況を鑑み、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。			
1. 一般国道7号青森環状道路の4車線化の整備促進 2. 一般国道7号浪岡バイパスの早期完成 3. 東北縦貫自動車道八戸線の七戸～青森間の機能強化			

現在までの主な経緯・参考事項	
一般国道7号青森環状道路（延長16.6km）	
平成14年11月 全線暫定供用	
令和4年3月 安田地区付加車線整備・交差点改良事業による0.9kmの付加車線整備に伴い11.4kmが4車線化	
一般国道7号浪岡バイパス（延長12.6km）	
昭和62年10月 浪岡五所川原道路入口付近～一般国道101号(1.6km)暫定2車線供用	
平成6年3月 浪岡跨線橋付近～主要地方道青森浪岡線入口付近(2.1km) 暫定2車線供用	
平成16年11月 主要地方道青森浪岡線入口付近～浪岡五所川原道路入口(2.7km)・一般国道101号交差点付近～大沢迦峠(2.0km) 暫定2車線供用	
平成21年11月 青森市浪岡大字下十川字扇田～浪岡大字女鹿沢字西花岡（延長約2.1km）暫定2車線供用	
令和4年8月 第1回鶴ヶ坂地区冬期課題対策検討会（延長約2.1Km）	
令和5年4月 国道7号鶴ヶ坂防災事業決定	
9月 路線測量実施	
東北縦貫自動車道八戸線（七戸～青森間）	
平成25年3月 上北自動車道上北道路(7.7km) 供用開始	
平成30年2月 第1回青森・南部地域道路ネットワーク検討会（七戸～青森間の検討）	
平成30年5月 第2回青森・南部地域道路ネットワーク検討会（七戸～青森間の検討）	
平成31年3月 上北自動車道上北天間林道路(7.8km) 供用開始	
令和2年1月 第3回青森・南部地域道路ネットワーク検討会（七戸～青森間の検討）	
令和4年11月 天間林道路供用開始(8.3km)	
令和5年12月 みちのく有料道路ETC運用開始	

担当部署名

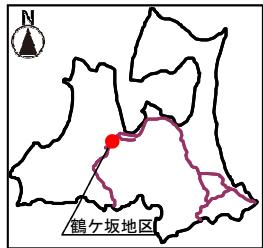
青森市 都市整備部道路建設課
青森市 浪岡振興部都市整備課

一般国道7号青森環状道路(位置図)



対策の概要

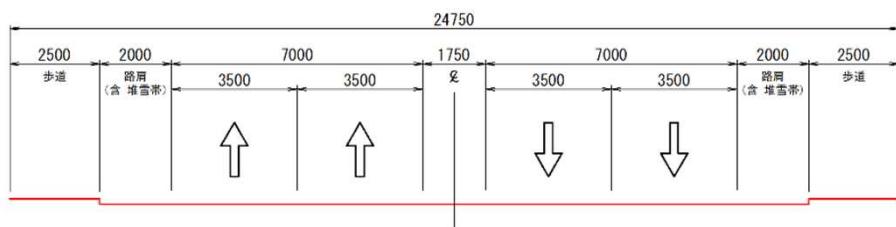
■位置図



■対策の概要

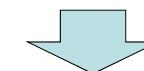
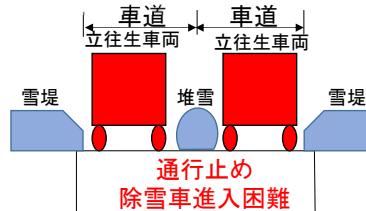
<区間> 青森県青森市浪岡大字大釧迦字沢田
 なみおか だいしゃか さわだ
 つるがさか やまもと
 ~同市大字鶴ヶ坂字山本 地内
 <延長> 3.7km
 <構造規格等> 第3種1級

■標準断面図(mm)

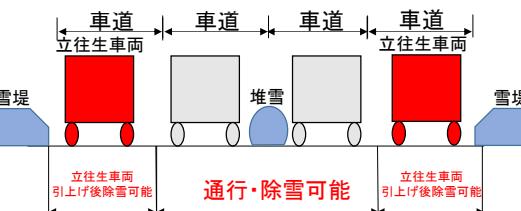


■対策イメージ

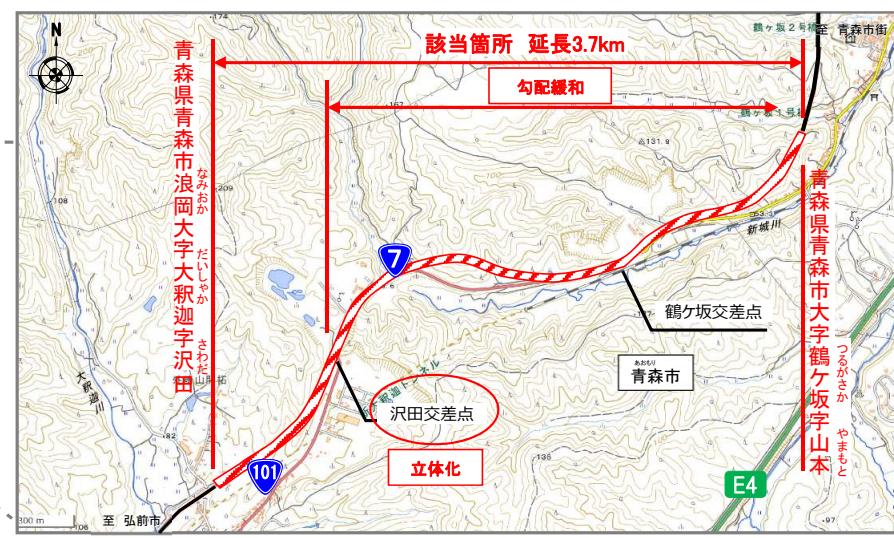
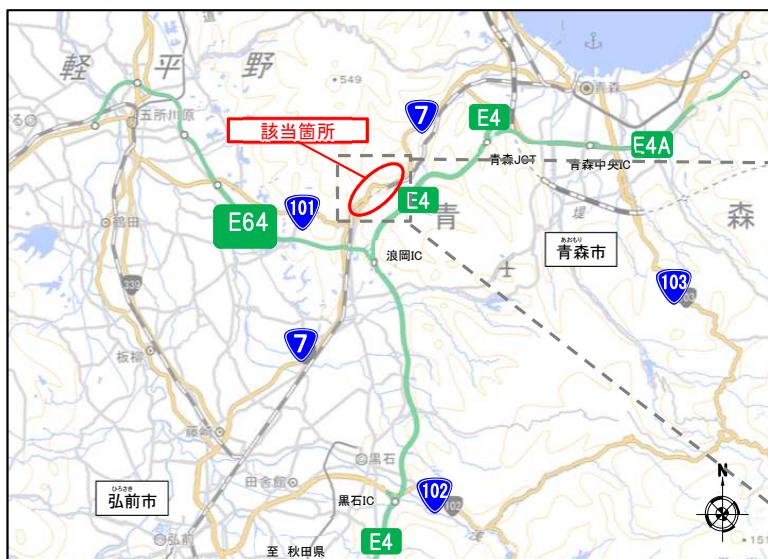
○整備前(2車線)



○整備後(4車線)



一般国道7号等の整備促進について(鶴ヶ坂防災)



青森県内主要幹線道路網

高規格道路	供用中 事業中 未事業化
地域高規格道路	供用中 事業中 未事業化

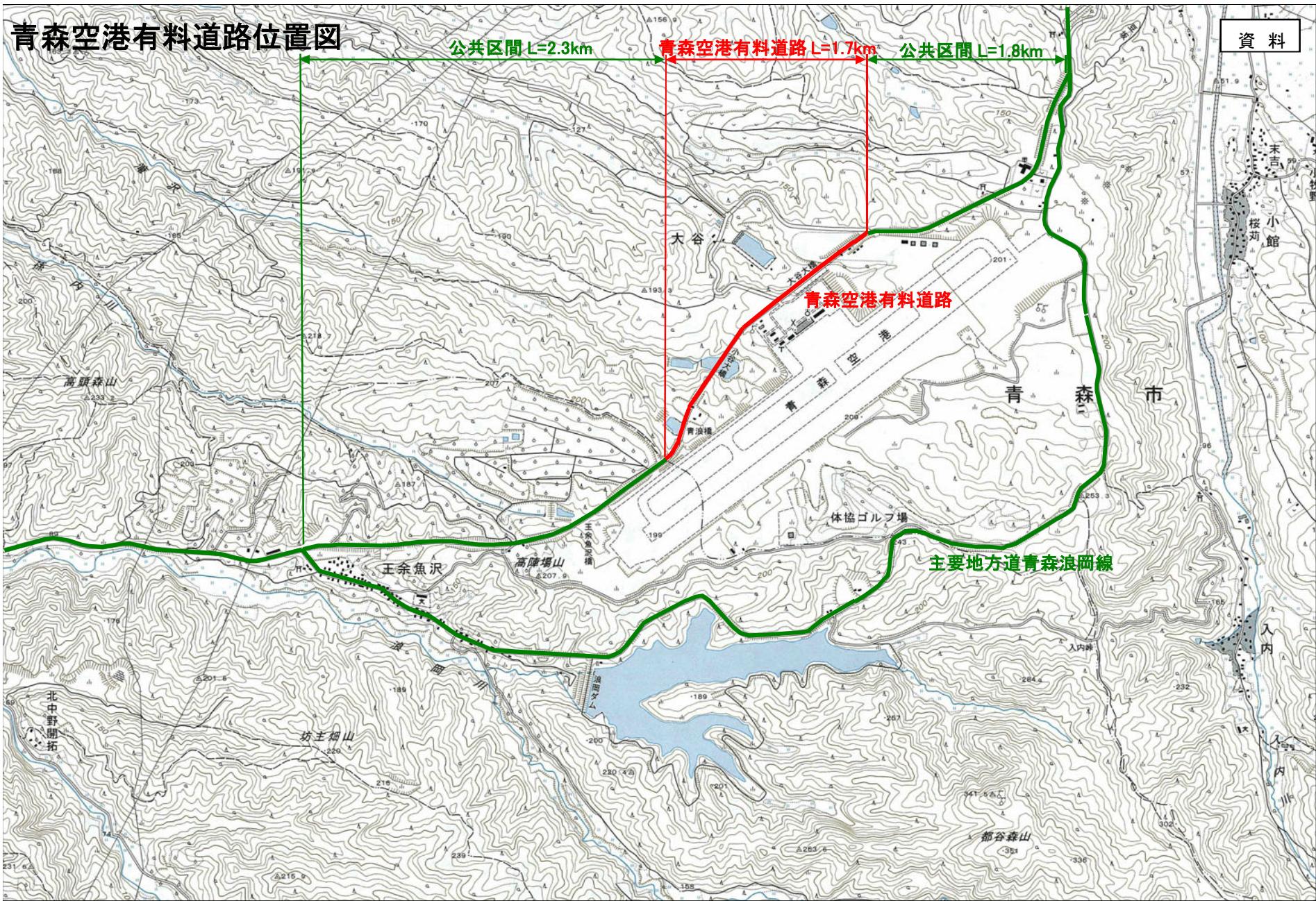


要望項目	青森空港有料道路の無料化について（継続）		
要望先	国		
	県	県土整備部（道路課）	
	その他		
関係法令	道路法	事業主体	青森県

要望事項の内容			
青森空港有料道路は、ジェット化に伴って拡張整備された青森空港へのアクセス機能の向上を図るため、青森県道路公社によって整備された有料道路であります。			
料金徴収期間につきまして、当初は30年間（昭和62年7月～平成29年7月）としておりましたが、期間満了時においても多額の債務残高が見込まれたことから、さらに10年間（令和9年7月まで）延長し、あわせて平成29年7月からサービス向上策として、往復割引の社会実験を実施しているところであります。			
青森空港有料道路は、青森空港と津軽圏域を結ぶ路線であるとともに、現在県によって整備が進められている津軽横断道路と連携した地域間交流を促進するための広域交通ネットワークの形成にも重要な路線であり、本県経済の更なる活性化のためにも早期に利便性の向上を図る必要があります。			
つきましては、次の事項について特段の御配慮をいただきたい。			
<p>1. 青森空港有料道路の利用促進に向けたサービス向上策の継続及び無料化の前倒し</p>			

現在までの主な経緯・参考事項	
青森空港有料道路（延長1.7km、総事業費61億円）	
昭和59年8月	事業着手（～昭和62年9月）
昭和62年9月21日	供用開始（昭和62年7月19日一部供用開始） ・通行料金徴収期間 昭和62年7月19日～平成29年7月18日（30年間）
平成29年4月	料金徴収期間延長の許可 ・延長期間 平成29年7月19日～令和9年7月18日（10年間） 【往復割引の社会実験】 ・当初 平成29年7月19日～令和元年9月30日 ・延長 令和元年10月1日～令和3年3月31日 ・再延長 令和3年4月1日～令和5年3月31日 ・再々延長 令和5年4月1日～令和7年3月31日

	担当部署名	青森市 都市整備部道路建設課 青森市 浪岡振興部都市整備課
--	-------	----------------------------------



青森空港有料道路の無料化について